

特許番号 第8100101号
 登録日 令和 6年 4月 1日
 出願番号 特願2023-910101
 出願日 令和 5年 1月11日
 請求項の数 3
 納付年分 第 3年分まで
 納付金額 15,600円
 納付日 令和 6年 3月25日

納付年分	納付期限日
第 4年分	令和 9年(2027年) 4月 1日
第 5年分	令和10年(2028年) 4月 1日
第 6年分	令和11年(2029年) 4月 1日
第 7年分	令和12年(2030年) 4月 1日
第 8年分	令和13年(2031年) 4月 1日
第 9年分	令和14年(2032年) 4月 1日
第10年分	令和15年(2033年) 4月 1日
第11年分	令和16年(2034年) 4月 1日
第12年分	令和17年(2035年) 4月 1日
第13年分	令和18年(2036年) 4月 1日
第14年分	令和19年(2037年) 4月 1日
第15年分	令和20年(2038年) 4月 1日
第16年分	令和21年(2039年) 4月 1日
第17年分	令和22年(2040年) 4月 1日
第18年分	令和23年(2041年) 4月 1日
第19年分	令和24年(2042年) 4月 1日

※1年分以降の年分の納付を猶予されている場合について

・第1年分から第3年分の特許料の納付を「特許料の猶予通知書」で指定した期日までに納付しなければなりません。但し、指定した期日の経過後6ヶ月以内であれば納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料を納付することで追納することができます。納付がないときは、特許権は初めから存在しなかったとみなされます。

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたる
 ときは、その日の翌日が期間の末日と
 なります。

重要

特許料の納付について

・特許権を維持するには、存続期間の満了（特許出願の日から20年）までの各年について、所定の特許料納付書の特許庁に提出する必要があります。

なお、第4年分以降の納付に関しては、特許庁から納付についての通知は送付いたしませんので、納付期限の管理はご自身でお願います。

※ この通知を保管し、上記の特許料納付期限日の表で納付期限を確認してください（自動納付制度もありますので、特許庁ホームページを参照してください）。

・第4年以降の各年分の特許料は、登録日の翌日を起算日として、納付済年分の満了日（以下「納付期限日」という）までに、次の年分の納付が必要です。

・納付期限日までに納付できなかったときは、その期間の経過後6ヶ月以内であれば特許料を追納することができます。

・追納する場合は、納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料が必要です。

・追納できる期間内に納付しないときは、その特許権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。

・特許料納付書の様式及び特許料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ <https://www.jpo.go.jp/index.html>

※【重要】特許（登録）料等の納付期限日を忘れないために電子メールにて納付期限が近づいたことをお知らせするサービスがあります。利用については、以下を参照ください。

『特許（登録）料支払期限通知サービスについて』

https://www.jpo.go.jp/system/process/toroku/kigen_tsuchi_service.html

問い合わせ先 審査業務課登録室
 電話 03(3581)1101(代表)
 特許担当 内線2708



特許証

(CERTIFICATE OF PATENT)

特許第8100101号

(PATENT NUMBER)

発明の名称
(TITLE OF THE INVENTION)

コンピュータ

特許権者
(PATENTEE)

東京都千代田区霞が関3丁目4番3号

パテント株式会社

(その他別紙記載)

発明者
(INVENTOR)

発明 太郎

出願番号
(APPLICATION NUMBER)

特願2023-910101

出願日
(FILING DATE)

令和 5年 1月 11日 (January 11, 2023)

登録日
(REGISTRATION DATE)

令和 6年 4月 1日 (April 1, 2024)

この発明は、特許するものと確定し、特許原簿に登録されたことを証する。

(THIS IS TO CERTIFY THAT THE PATENT IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

令和 6年 4月 1日 (April 1, 2024)

特許庁長官
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

